

初診料

医療ＤＸ推進体制整備加算

- ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- イ マイナ保険証を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ウ 電子カルテ情報共有サービスの導入検討等を含め、医療ＤＸにかかる取組を実施しています

外来診療料

医療情報取得加算

- ア オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- イ 受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

再診料

地域包括診療加算

- ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。
- イ 通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に対応することが可能です。
- ウ 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です

後発医薬品使用体制加算

- ア 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。
- イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。
- ウ 医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には説明いたします

外来後発医薬品使用体制加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。

なお、令和 6 年 10 月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。） ご不明な点がございましたらお知らせください。

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）をお支払いいただきます。

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※ 先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

※ みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。

これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。